

競馬関連機材等有効活用事業に係る情報提供

平成29年10月5日
公益社団法人 競走馬育成協会

H29-2回-5号

| | |
|-----------|--|
| 対象機材名 | 散水車 |
| 数量 | 1台 |
| 提供者 | JRA日高育成牧場 |
| これまでの利用場所 | 福島競馬場で使用後、平成22年から日高育成牧場 |
| 取得年月日・価格 | 平成7年〔西暦1995年〕11月7日（取得価格19,539,100円） |
| 機材情報 | <ul style="list-style-type: none">◆車名 三菱 型式 KC-FP415HT改◆全長 798 cm 全幅 249 cm 全高 311 cm◆積載量 6,900 kg◆車両総重量 15,770 kg◆走行距離 約 44,900 km◆車検証の満了日 平成29年11月21日◆その他 ・散水は独立エンジンによる散水方式<ul style="list-style-type: none">・大きな損傷は無いものの各所に錆は目立つ・バルブ等に少量の水漏れ有り |
| 売却価格 | 無償 |
| その他費用 | 積込・運搬費用は取得者負担 |
| その他 | 機材区分：馬場管理車両系〔1〕 |
| 引渡し場所 | JRA日高育成牧場 |
| 引渡予定日 | 抽選日以降いつでも可。ただし月～金で |
| 募集締切日 | 平成29年〔2017〕11月9日（木）12時 |
| 抽選予定日 | 平成29年〔2017〕11月14日（火）11時 |

日高 散水車写真(1)

①側面



②正面



③斜め側面



④背面



⑤後方散水



⑥独立エンジン



日高 散水車写真(2)

⑦運転席



⑧操作盤



⑨メーター



・外観上大きな損傷等は見られないものの、各所に錆びや傷みが目立つ。

・散水設備は独立エンジンによる散水仕様となっている。またバルブ等で水漏れが見られる。

番号 00315 A

平成 28年 11月 22日

室蘭運輸支局長



自動車検査証

| | | | | | | | | |
|-------------------|--------------|-----------|------------|---------|-----------|---------|----------|--------------|
| 自動車登録番号又は車両番号 | 登録年月日/交付年月日 | 初度登録年月 | 自動車の種別 | 用途 | 自家用・事業用の別 | 車体の形状 | | |
| 空蘭 800 は | 平成 7年 11月 7日 | 平成 7年 11月 | 普通乗車定員 | 特種最大積載量 | 散水車 | 車重 | 車重 | 車重 |
| | 車名 | | 乗車定員 | 自家用 | 車重 | 車重 | 車重 | 車重 |
| | | | 2人 | 積載量 | 6900 kg | 8760 kg | 15770 kg | [640] |
| 三菱 | | | 長さ | 幅 | 高さ | 前軸重 | 前後軸重 | 後軸重 |
| | | | 798 cm | 249 cm | 311 cm | 5030 kg | | 3730 kg |
| FP415H560015 | | | 総排気量又は定格出力 | 燃料の種類 | | | | |
| 型式 | | | 16.03 kW | 軽油 | | | | |
| KC-FP415HT改 | | | | | | | | |
| 所有者の氏名又は名称 | | | | | | | | |
| 日本中央競馬会 | | | | | | | | |
| 所有者の住所 | | | | | | | | |
| 東京都港区新橋1丁目1-19 | | | | | | | | [13003 0531] |
| 使用者の氏名又は名称 | | | | | | | | |
| 日本中央競馬会 日高育成牧場 | | | | | | | | |
| 使用者の住所 | | | | | | | | |
| 北海道浦河郡浦河町西舎535-13 | | | | | | | | [57804 0255] |
| 使用の本拠の位置 | | | | | | | | |
| *** | | | | | | | | |
| 有効期間の満了する日 | | | | | | | | |
| 平成 29年 11月 21日 | | | | | | | | |

備考
 [室蘭] 継続検査
 自動車重量税額 ¥1000, 800
 この自動車はNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができ
 ません。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域外です。
 速度抑制装置付
 [走行距離計表示値] 43,000 km (平成28年11月22日)
 [旧走行距離計表示値] 39,500 km (平成27年11月12日)

[受検種別] 指定整備車
 [検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載あり
 [受検形態] 指定整備工場
 以下余白



(注意事項)

1. 自動車を運行するときは、有効な自動車検査証を携行して下さい。
2. 継続検査は、「有効期間の満了する日」欄に示された日の1か月前から受けられますので、余裕を持って受けるようにして下さい。
3. 自動車検査証に記載されている住所又は氏名等に変更があったときには、手続きが必要です。また、自動車の構造等に変更があったときには、変更の手続きが必要となる場合がありますので、管轄の運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所にお問い合わせ下さい。
4. 「登録年月日／交付年月日」欄には、新規登録、自動車検査証交付時における直近の移転登録のいずれかの日が表示されます。なお、二輪の小型自動車の場合は、新規検査、最新の自動車検査証記入のいずれかの日となります。
5. 「***」は、所有者と使用者が同一であることを使用の本拠の位置と使用者の住所が同一であることを示します。
6. 走行距離計表示値は、新規検査と予備検査(いずれも、登録識別情報等通知書、一時抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書のあるものに限り)、継続検査と構造等変更検査の際に走行距離計に表示されていた数値を記載しているため、走行距離計が交換されている場合には、実際の走行距離と異なる場合があります。
7. 「輸出抹消仮登録証明書」、「登録識別情報等通知書」、「輸出予定届出証明書」又は「自動車検査証返納証明書」は、再発行できませんので、大切に保管して下さい。
8. 市町村合併後の住所へ変更を希望される方へ
市町村合併に伴う住所変更が反映されていない自動車検査証につきましては、自動車登録令第24条により、特に手続きを希望されなくても問題はありませんが、合併後の住所への変更を希望される場合には、使用の本拠の位置を管轄する自動車検査

録窓口において、新住所の自動車検査証を交付させていただきますので、お申し出下さい。

※ 交付した自動車検査証が申請された登録事項又は検査事項と相違していないことを確認して下さい。もし相違しているときは、ただちに申し出て下さい。

自動車使用音の監視へ

点検整備は必ず実施しましょう

自動車の検査は、安全・環境の面について国が定める基準に適合しているかどうかを一定期間ごとに確認するものであり、次の検査までの安全性等を保証するものではありません。

自動車の使用者は、安全・環境を守るため、自らの責任で適切に自動車を管理しなければなりません。自動車の事故や故障を未然に防止するためにも、日常点検整備と定期点検整備は必ず実施しましょう。

自動車不具合情報ホットラインに情報をお寄せ下さい

国土交通省では、迅速なリコールの実施やリコール隠し等の防止のため、自動車不具合情報ホットラインを通じて、皆様のお車に発生した不具合情報を収集しております。

フリーダイヤル受付 0120-744-960(年中無休・24時間)
(オペレーター受付時間:平日 9:30~12:00 13:00~17:30)
ホームページ受付 www.mlit.go.jp/RJ/

リコールによる修理は必ず受けましょう

リコールの点検・修理は、安全確保及び環境保全のため必要なものです。なお、リコールの通知を確実に受け取るためにも、自動車検査証の住所や氏名等の変更手続きは必ず行って下さい。